

【回答要旨】

- ・ 勤務時間外や休日等において、実際に勤務した場合には、時間外勤務手当の支給対象としております。
- ・ また、非常時の通勤に係る時間について、時間外勤務手当を支給することは困難ですが、実際に業務を行った時間については支給することとしております。